

令和4年度 第1回函南町総合教育会議 次第

令和4年8月24日（水）

午後1時10分～

函南町役場2階 大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 町内中学校における部活動の地域移行について

(2) 町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて

(3) 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について

(4) 報告事項について

ア 町立丹那小学校小規模特認校制度導入の進捗状況について（報告）

イ 民間保育所建設事業について（報告）

ウ 町内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策及び現状について
（報告）

5 そ の 他

6 閉 会

令和4年度 第1回 函南町総合教育会議 出席者名簿

構成員

(敬称略)

役職名	氏 名	備考
函南町長	仁科 喜世志	
函南町教育長	久保田 浩子	
函南町教育委員	渡邊 博文	
函南町教育委員	小永井 博之	
函南町教育委員	宮城島 美津穂	
函南町教育委員	勝俣 聡子	

事務局職員

	役職名	氏 名
教育委員会	教育次長兼学校教育課長	梅原 宏幸
	学校教育課 参事	若月 哲也
	学校教育課 指導主事	岩本 浩輔
	学校教育課 指導主事	後藤 卓
	学校教育課 指導主事	石井 恒男
	学校教育課 課長補佐	浅沼 聡
	生涯学習課 課長	飯島 美貴
	生涯学習課 社会教育指導員	小野 高弘
厚生部	厚生部長	大沼 裕幸
	子育て支援課 課長	渡邊 卓司
	子育て支援課 課長補佐	大川 文和
	子育て支援課 主査	竹内 綾子

令和4年度 第1回 函南町総合教育会議 座席表

会場 函南町役場2階 大会議室

久保田教育長 仁科町長

出入口側

渡邊
教育委員

小永井
教育委員

宮城島
教育委員

勝俣
教育委員

報道席

傍聴席

小野	飯島	若月	梅原	大沼	渡邊
社会教育指導員	課長	参事	教育次長	厚生部長	課長
石井	浅沼	岩本	後藤	大川	竹内
指導主事	課長補佐	指導主事	指導主事	課長補佐	主査

出入口側

— 令和4年度 第1回 函南町総合教育会議 資料 —

1 議 事

- (1) 町内中学校における部活動の地域移行について . . . 資料 1
- (2) 町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて . . . 資料 2
- (3) 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について . . . 資料 3
- (4) 報告事項について
 - ア 町立丹那小学校小規模特認校制度導入の進捗状況について(報告)
. . . 資料 4
 - イ 民間保育所建設事業について(報告) . . . 資料 5
 - ウ 町内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策及び現状について
(報告) . . . 資料 6

2 その他

議事

- (1) 町内中学校における部活動の地域移行について

町内中学校における部活動の地域移行について

1 国が示す改革の経緯・取組

町内中学校における部活動の地域移行については「教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革」としてスポーツ庁より提言がなされています。スポーツ庁が示す直近のスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が、休日の部活動に従事しないこととする」とあります。（文化部活動についても文化庁より同様の提言がなされています。）

国が示す提言通りに移行を進めていくには、町の体制と教育現場に問題が山積しており、明確に函南町としてのゴールが見えてきていないのが現状です。

（資料1-1 文部科学省、スポーツ庁、文化庁「部活動の地域移行に関する検討会議提言」より）

2 中学校等の部活動を取り巻く現状と課題

中学校等の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきています。

- (1) 少子化に伴い、中学校等の生徒数や教師数は大幅に減少
公立中学校の生徒数は、昭和61年と令和3年では概ね半減
- (2) 出生数は、昭和48年の約209万人から令和2年の84万人にまで減少
- (3) 部活動数についてはほぼ変化なし。地域によっては部活動の小規模化
- (4) 中学校教諭の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）は63時間超
→1か月当たりの時間外勤務は100時間近くに及ぶ
中学校における「土日の部活動指導に従事している時間数」
（H18年度）1時間6分 →（H28年度）2時間9分とほぼ倍増で負担増加
- (5) 上記社会情勢の変化等（特に少子化による生徒数減少の影響）を受け、公立中学校等では、部員不足により、大会への出場や日頃の練習すらままならない状況が散見
→現状を維持するだけで精一杯の状況
→生徒の多様な志向や体力等に応じて新たな活動に取り組むことなどが困難

3 函南町内中学校の部活動の現状（令和4年度）

【函南中】

（単位：人） 【東中】

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	合計		1年生	2年生	3年生	合計
運動部計	115	105	81	301	運動部計	124	105	111	340
文化部計	20	26	13	59	文化部計	24	36	37	97
無所属	19	14	27	60	無所属	10	16	21	47
総計	154	145	121	420	総計	158	157	169	484
外部指導者	7部活（男子バレー部/女子バレー部/ 男子バスケットボール部/陸上部/ 剣道部/吹奏楽部/箏曲部）				外部指導者	2部活（剣道部/吹奏楽部）			

（詳細は「資料1-2」）

- ・ 1・2年生のみでは、単独で試合が成立しない部活動もある
【函南中】野球部・サッカー部
【東 中】野球部・ソフト部
- ・ 外部指導者は、コーチ等として顧問と連携・協力して技術的な指導を行う
(函南町において、生徒の指導・引率が可能な「部活動指導員」の採用はない)

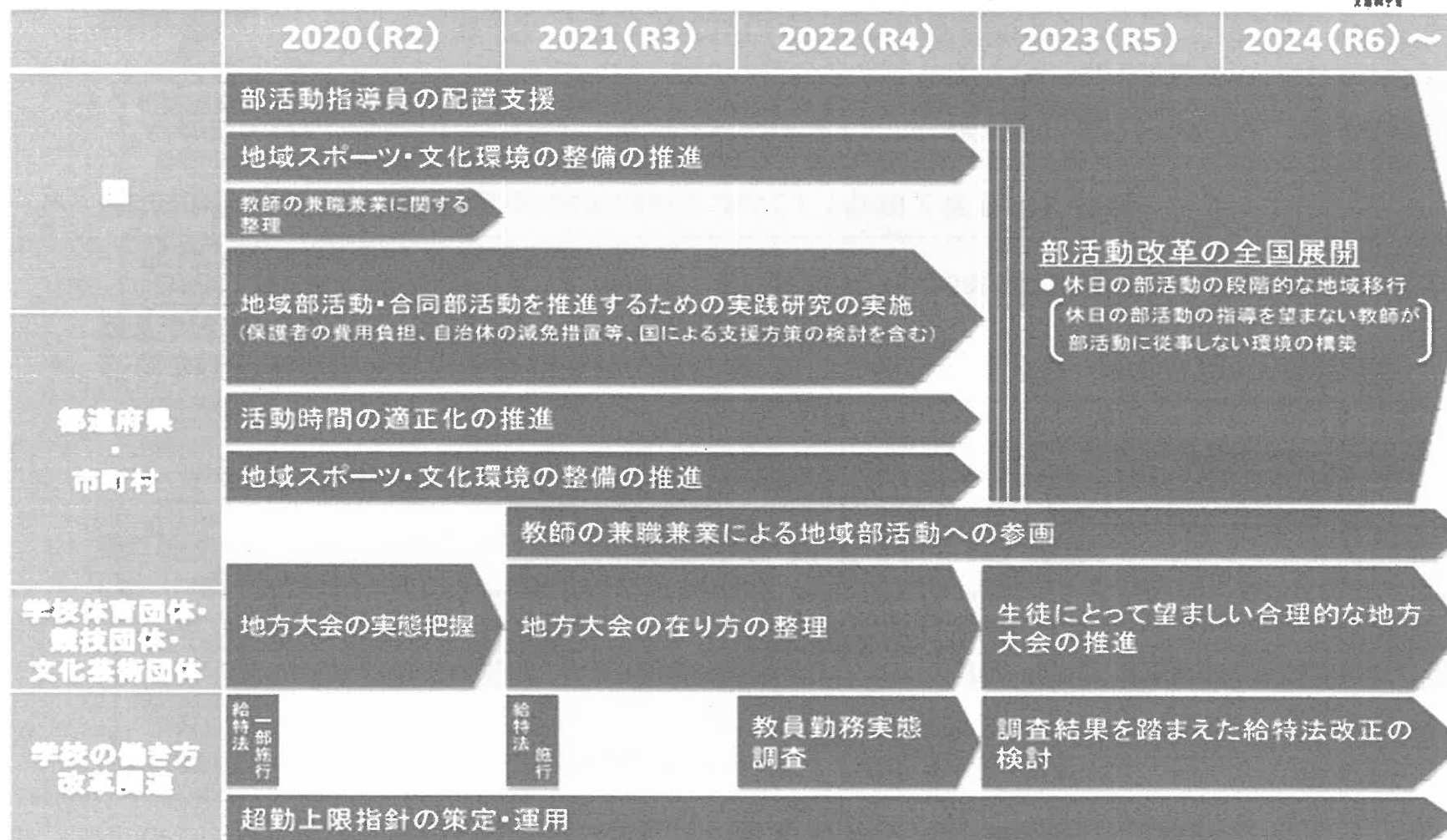
4 函南町内中学校の部活動の地域移行について期待される効果と課題

期待される効果	課題
・ 教師（顧問）の負担が大幅に減少 ・ 専門性がある人から指導してもらえる ・ 地域が活性化する可能性がある ・ 複数校から集まりチームが編成できる ※部員不足でチームが組めない等	・ 指導者の確保が困難 ・ 平日と土日で指導者が異なることがある ・ 保護者の経済的負担が増える(財源確保) ・ 大会への参加制限（中総体） ・ ガイドラインが徹底できない ・ 暴言・体罰が起こらないか ・ 責任は誰が負うのか

5 函南町における部活動地域移行のスケジュール（案）

令和4年度	・ 函南中学校、東中学校、学校教育課、生涯学習課で課題等の解決策を模索する準備委員会を適宜開催 ・ 函南町の改革ビジョン（方向性）を探る
令和5年度	・ 行政、教育現場及び地域から検討委員会のメンバーを選出していく
令和6年度	・ 検討委員会を発足する

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



文部科学省、スポーツ庁HPより

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

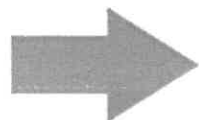
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。



令和3年度より、予算事業として「地域運動部活動推進事業」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

スポーツ庁

運動部活動の
地域移行に関する
検討会議の提言

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの
対応

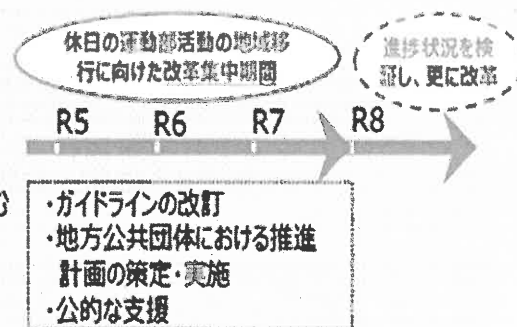
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す
姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の
方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識





文化庁活動の地域移行について

令和4年7月
参事官（芸術文化担当） 付

地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究

令和4年度予算額
(前年度予算額)

124百万円
101百万円)



背景 課題

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。（令和5年度より学校部活動の段階的地域移行）

- 児童・生徒の文化芸術活動が居住地域や家庭の教育力・経済力に左右される現状（表現や鑑賞機会の格差）
- 少子化に伴う部活動の廃部や部員減少、児童・生徒のニーズの多様化（学校内での活動機会の不足や喪失）
- 部活動指導や大会引率等による教員の長時間勤務や休日出勤が常態化（学校における働き方改革の必要性）
- 部活動に代わりうる継続的で質の高い文化芸術活動環境の不足（体制構築や持続可能な環境整備の必要性）



事業内容

地域部活動推進事業（33百万円）

休日の部活動の地域移行（地域部活動）に向けて生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保、移動手段の確保、それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、少子化に伴う廃部や部員減少、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため、全都道府県各1地域に拠点校を設け、モデル事業を実施。 70万円×47件（地域）

※ 令和3年度より実施。モデル事業としては令和4年度で終了予定。

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業（80百万円）

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が中心となって、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）を創設するためのモデル事業を全国30件程度実施し、課題や手法を分析・検証する。※令和3年度より実施。

- ・大規模 300万円×18件
会員数 40名以上
- ・小規模 200万円×13件
会員数 40名未満



アウトプット（活動目標）

- ・学校と地域文化団体や芸術系教育機関、地域文化施設等との連携 30件程度
- ・人材・場所・用具等の確保、ICTを活用した練習・指導法に関する課題解決を目指す文化部活動を地域へ移行するモデル事業実施 47件

アウトカム（成果目標）

- ・教員の部活動指導にかかる負担軽減
- ・部活動に代わりうる活動拠点の創出
- ・誰もが芸術文化活動に平等に触れることができる受け皿の創設。
- ・多様な文化芸術活動へのニーズへの対応。

インパクト（国民・社会への影響）

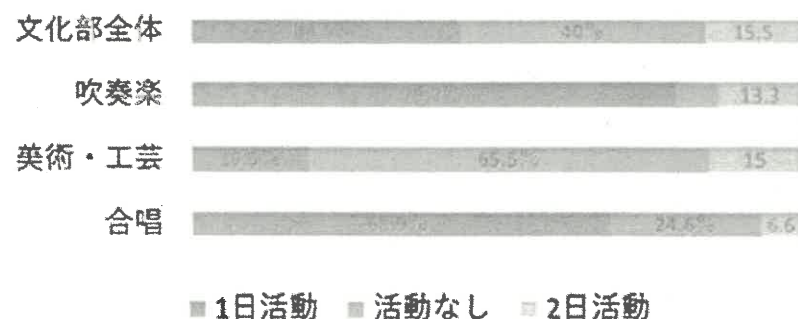
- ・学校の働き方改革への貢献
- ・地域の文化芸術団体等の活性化
- ・子供たちの文化芸術活動への活性化
- ・豊かな人間形成の促進
- ・創造活動水準の向上

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業の状況について

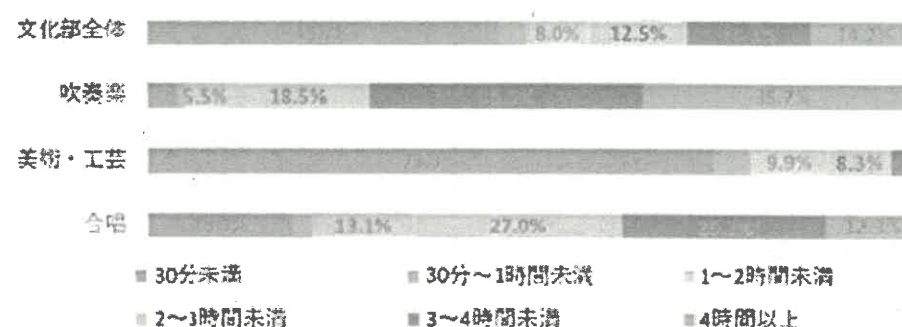
○地域部活動推進事業

- ・現在、**32自治体に委託**し、休日の文化部活動の段階的な地域移行に向けて、**人材・活動場所の確保等の課題の解決**を目指す実践研究を実施。
- ・令和3、4年度併せて、**8割以上が吹奏楽部**について取組を実施。

● 休日の活動日数



● 休日の活動時間



令和元年度「文化部活動等に関する実態調査」：中学生の保護者10,000人へのインターネット調査

○地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業

- ・現在、**地域の文化芸術団体等59団体**において、子供たちの文化芸術活動の機会の確保のための受皿を創設するためのモデル事業を実施。
- ・演劇、伝統文化、生活文化、吹奏楽など、多様な分野における受皿づくりを推進。

文化部活動の地域移行に関する検討会議について



概 要

○令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、子どもたちの質の高い文化芸術活動の機会を地域で整備・充実するため、文化部活動の地域への移行の課題について検討を行う有識者会議を令和4年2月に設置。これまで6回の会議を開催し、8月9日の第7回会議で最終。

○委員は、学識経験者、学校関係者、学校文化連盟、文化団体、実践団体など有識者12名で構成。

○目指す姿

- ・少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。
部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ・地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など)

○検討事項

- ・地域における新たな文化芸術に親しむ環境の構築について
- ・地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について
- ・地域における文化施設の確保方策
- ・大会・コンクールの在り方
- ・地域の文化活動における会費の在り方
- ・学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方について

等

運動部活動との主な違い

- ・ 総合型スポーツクラブと同様の総合的な受皿は想定されない
- ・ 主に学校体育館や校庭等を活用する運動部と異なり、音楽室・美術室など校舎内の特別教室の活用、学校外では文化施設の活用が想定される

文化部活動の地域移行に関する検討会議委員（12名）

○ 学識経験者	◎北山 敦康	静岡大学名誉教授
	○齊藤 忠彦	信州大学教授
	大坪 圭輔	武蔵野美術大学教授
○ 学校関係者	富士道正尋	全日本中学校長会事務局長
	金田 淳	日本PTA全国協議会会長
	村田かおり	兵庫県教育委員会義務教育次長
	吉田 学	富山県教育委員会生涯学習・文化財室長
○ 学校文化連盟	野口由美子	全国中学校文化連盟理事長
	熊谷 拓也	全国高等学校文化連盟事務局長
○ 文化団体	石津谷治法	一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長
	菅野 正美	一般社団法人全日本合唱連盟副理事長
○ 実践団体	齊藤 勇	NPO法人日本地域部活動文化部推進本部理事長

◎：座長 ○：座長代理

部活動学年別人数（函南中）

	1年生	2年生	3年生	合計	外部指導者	資格等
野球	5	0	0	5		
ソフトボール	7	6	2	15		
男子バレー	5	12	4	21	○	無
女子バレー	7	8	7	22	○	無
男子バスケ	9	7	3	19	○	有
女子バスケ	10	7	5	22		
男子テニス	11	16	10	37		
女子テニス	10	3	10	23		
陸上	12	17	7	36	○	一
男子卓球	10	9	14	33		
女子卓球	15	6	6	27		
剣道	5	4	2	11	○	有
サッカー	5	8	8	21		
柔道	4	2	3	9		
運動部計	115	105	81	301		
吹奏楽	4	9	4	17	○	一
箏曲	2	7	3	12	○	無
総合	2	3	1	6		
美術	12	7	5	24		
文化部計	20	26	13	59		
無所属	19	14	27	60		
総計	154	145	121	420		

部活動学年別人数（東中）

	1年生	2年生	3年生	合計	外部指導者	資格等
野球	2	4	6	12		
ソフトボール	3	5	6	14		
男子バレー	17	7	7	31		
女子バレー	16	14	10	40		
男子バスケ	10	10	6	26		
女子バスケ	5	5	5	15		
男子テニス	17	10	8	35		
女子テニス	10	17	10	37		
陸上	15	3	11	29		
男子卓球	9	10	12	31		
女子卓球	11	6	11	28		
剣道	6	2	5	13	○	無
サッカー	3	12	14	29		
運動部計	124	105	111	340		
吹奏楽	12	23	17	52	○	—
教養	6	9	9	24		
美術	6	4	11	21		
文化部計	24	36	37	97		
無所属	10	16	21	47		
総計	158	157	169	484		

スポーツ少年団一覧

スポーツ少年団	資格一覧(認定員含む)	参考 団員数
函南サッカー (サッカー)	認定員3名 C級ライセンス2名 D級ライセンス15名 計20名	32
函南東サッカー (サッカー)	認定員3名 D級ライセンス7名 計10名	22
ベースボールクラブ (野球)	認定員2名 (令和4年11月に認定員の資格2名受講予定) 計2名	26
函南少年野球 (野球)	認定員11名 計11名	17
函南ジャンプ (野球)	認定員2名 静岡県野球連盟指導認定者6名 計8名	18
シリウス (野球)	認定員2名 計2名	19
ミニバスケットボール (バスケットボール)	認定員3名 JBA公認B級審判2名 JBA公認B級審判1名 計6名	40
ST函南 (陸上)	認定員4名 日本陸上競技連盟ジュニアコーチ3名 計7名	33
函南RC (陸上)	認定員4名 計4名	75
函南剣誠会 (剣道)	認定員3名 計3名	10
函南ソフト (ソフトボール)	認定員2名 計2名	11
ドッジボール	スポーツ協会ドッジボールコーチ兼日本ドッジボール協会A級指導者1名 日本ドッジボール協会C級指導者3名 認定員2名 計6名	16

生涯学習関係団体の現況

体育協会 所属部一覧

所属部名	
アーチェリー部	硬式テニス部
Jrソフトテニス部	野球部
柔道部	ソフトボール部
弓道部	バレーボール部 (ジュニアバレー有り)
空手部(荒和会)	卓球部
空手部(空手協会)	陸上競技部
武術太極拳部	バウンドテニス部
合気道部	
なぎなた部	
杖道部	
バドミントン部	

資料2

議事

- (2) 町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて

町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて

1 外国語（英語）科の目標と函南町の取り組み

(1) 学習指導要領（平成 29 年告示）における外国語科の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を（中略）育成することを目指す。

(2) 内容の改善・充実

現行の学習指導要領では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことのうち、「話すこと」が「やり取り」と「発表」に分けられました。「話すこと [やり取り]」は、互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を一層重視する観点から新たに設定されました。

(3) 函南町の取り組み

令和 2 年度からは、小学校外国語（活動）の本格実施に向け、町内小学校の A L T 配置人数を 2 人から 4 人に増員しました。これにより、外国語（活動）の授業すべてに A L T が参加できる体制となりました。中学校においても、1 校に 1 人の A L T 配置を継続するとともに、従来の業務委託契約から派遣契約に切り替えることで、学校から A L T に直接業務内容を指示できるようになり、英語担当と A L T の連携体制が向上しました。第六次函南町総合計画（後期基本計画）においても、A L T の配置継続を掲げており、外国語教育の一層の充実を目指しています。

2 町内小中学校の A L T を活用した英語教育の現状

(1) アンケート調査の実施（令和 4 年度 7 月）

対象：町内小中学校で外国語（活動）、英語の指導を行っている教員

※数値は％で表示

【ALT活用に対する教員の意識】 4「十分できている」 3「まあできている」 2「あまりできていない」 1「できていない」	小学校				中学校			
	4	3	2	1	4	3	2	1
コミュニケーションを図る資質・能力の育成のために、ALTを活用できているか	38	50	13	0	20	60	20	0

- ・小中学校ともに、80％以上の教員が現在の活用状況を肯定的にとらえている。
- ・外国語（活動）及び英語の授業において、A L T が積極的に活用されており、育成したい資質・能力をふまえた日常的な活用が定着している。

【ALT活用の実態】 4「よく行う」 3「時々行う」 2「たまに行う」 1「ほとんど行わない」	小学校				中学校			
	4	3	2	1	4	3	2	1
教師とのやり取りを児童生徒に示す	88	13	0	0	50	20	20	10
対話活動での児童生徒とのやり取りの相手	63	38	0	0	50	30	20	0
発音のモデル・発音指導	75	25	0	0	70	0	20	10
児童生徒の発言や作文等へのコメント	25	38	25	13	20	60	10	10
英語授業以外での児童生徒との交流	25	63	13	0	10	40	40	10

- ・小中学校ともに、発音指導ややり取りのモデル、児童生徒との対話活動の相手として積極的に活用されている。
- ・小学校に比べ、中学校では、児童生徒の発言や作文へのコメントを行っている割合が高い。中学校では「書くこと」の指導が本格的に始まるため、その指導にALTが積極的に関わっていることが分かる。
- ・英語授業以外での子供との交流は、小学校の方が活発に行われている。

対話テスト（パフォーマンステスト） 実施状況	小学校					中学校				
	月 1回	学期 1回	半年 1回	1年 1回	なし	月 1回	学期 1回	半年 1回	1年 1回	なし
ALTと児童生徒が1対1で行う対話テストをどのくらいの頻度で実施しているか	63	13	0	0	25	0	60	20	10	10

- ・小学校5、6年生では多くの学校で月に1回程度対話テストを実施している。（3、4年生の「外国語活動」では、対話テストは頻繁に行われていない。）
- ・中学校の通常学級では、学期に1回から半年に1回程度の頻度でパフォーマンステストが実施されている。（「なし」は特別支援学級）

(2) 小中学校の現状（まとめ）

	小学校3、4年 【外国語活動】	小学校5、6年 【外国語】	中学校 【英語】
週授業時数	1時間	2時間	4時間
授業形態	原則すべて日本人教師とALTによる チームティーチング		授業計画により、ALTの加わる授業を 週1（2）時間設定

小学校においては、すべての外国語（活動）の授業を日本人教師とALTのチームティーチングで実施しています。コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成（3、4年：外国語活動の目標）、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成（5、6年：外国語の目標）を目指す環境が整っており、今後もこの恵まれた環境を活かし、コミュニケーション能力の育成を継続していきます。

一方、中学校においては、小学校での外国語（活動）本格実施により、生徒の英語に対する興味・関心や習熟の差が従来よりも顕著となり、これまで以上に指導の

工夫が求められています。特に、新たに設定された「話すこと〔やり取り〕」の領域では、即興で考えや思いを伝え合う能力を育成するための、新たな手立てや授業改善が求められています。その一つとして、ALT活用の工夫が大きなポイントとなります。現状の課題を精査し、より効果的な活用方法について研究する必要があります。

3 中学校における「話すこと〔やり取り〕」の能力育成のために

(1) ALT活用に関わる中学校の抱える課題

- ・中学校では、週4時間の英語授業うち、1時間（から2時間）にALTが参加しています。それぞれの担当教員が、効果的な活用を意識して授業を実践していますが、授業進度によってはALTを十分活用できない場合があります。
- ・生徒とALTによる1対1のパフォーマンステストを実施していますが、1人のALTが対応するため、1人あたりの対応時間は1分程度となります。小学校よりも確認したい英語表現が高度になるため、十分なテスト時間の確保が難しい状況です。

(2) 1人1台端末及びオンラインを活用した個別最適な英語学習

- ・教育長の指示により、GIGAスクールを活かした英語学習について研究を始め、以下のようなアプリやサービスに注目しました。

	アプリやサービスの概要	キーワード
①	オンライン上で外国人英会話講師と1対1で25分間対話できるサービス	・個別最適な学習 ・ALTの効果的活用
②	数多くの英語学習用の動画から、興味を持ったものを端末で視聴し、それをもとにした聞き取り練習や音読練習、AIとのやり取り練習などができるアプリ	・個別最適な学習 ・家庭学習への応用

- ・日常的なALTとの関わりを継続しつつ、上記①、②のような仕組みと組み合わせ、コミュニケーションを図る資質・能力の育成につなげられるのではないかと考えました。

4 今後のスケジュール（案）

令和4年度～令和5年度（前期まで）

- ア 活用可能なアプリやサービスについて、各中学校で試行
実際に活用してみたのメリットや課題の把握（英語教諭による検討会）
 - イ 高度情報化委員会で提案
 - ウ 令和6年度以降の方針決定
ICT活用の有効性が認められた場合、具体的な活用方法を検討・決定する。
- ※小学校は現行のALT活用を維持していきたいため、令和4年度中に今後3ヶ年分の新たな契約に係る業者選定プロポーザルを実施する。

令和5年度（後期）

- ア ICT活用の方向性が明確になった場合、サービス選定のプロポーザル実施
- イ 中学校のALT業者選定プロポーザルの実施（2ヶ年分）
- ウ 各中学校英語担当者への研修実施

令和6年度

新たな体制での英語学習の開始

【今後のスケジュール（案）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ICT活用	アプリ等試行 検討委①	令和6年度以降の方針決定 検討委② 高度情報化委員会 プロポーザル	令和6、7年度	
ALT関係 (中学校)	契約	単年度 プロポーザル	令和6、7年度	
ALT関係 (小学校)	プロポーザル	令和5～7年度(3ヶ年)		

資料3

議事

- (3) 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について

函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について

1 史跡箱根旧街道の概要

平成16年10月18日に三島市・箱根町・函南町の1市2町の未指定区間（函南町1.9kmを含む）5.05kmが国指定「史跡」に指定されました。

2 史跡指定後の箱根旧街道の状況 【資料3-1】

甲石坂は急峻な坂道で、大雨の際には三島市側にある芦ノ湖カントリークラブ（以下：ゴルフ場）からの排水と周辺から流入する雨水が混ざり、旧街道を一気に流れ下り、石畳の石材を巻き込んだ土砂となって、国道1号線へ流出する事態が起きています。

このため、ゴルフ場には、平成27年度、平成30年度の計2回、協議を実施し、排水対策を講ずるよう申し入れを行い、排水対策として土留柵を設置していただきました。

しかし、令和元年8月28日の豪雨では、甲石坂の広範囲に渡り石畳の流出及び路盤の洗掘が起こったため、直後に甲石坂を通行止めとしました。（建設課対応）

この豪雨で国道1号線に土砂が流出し、国道1号線は一時通行止めとなりました。国交省沼津河川国道事務所（以下：国交省）は旧街道からの土砂流入を防止するため、国道歩道上に大型土嚢を設置しました。

同年10月の台風第19号では、甲石坂と石原坂の計2箇所です砂災害が発生し、一部区間で通行止めとしました。

その後、土砂撤去工事が完了したため、令和2年4月に石原坂の通行止めは解除しました。甲石坂は大雨や台風により二次災害発生のおそれがあるため、通行止めを継続しています。

3 災害復旧に向けた協議

箱根旧街道の現状を踏まえ、令和元年9月から令和2年11月にかけて関係機関（文化庁、国交省、県文化財課、三島市郷土資料室（現：文化財課）、箱根山組合（土地所有者）、ゴルフ場、町建設課、町生涯学習課）と現地協議を実施し、災害の原因となっている雨水対策について協議を進めてきましたが、抜本的な解決には至っていません。

災害復旧整備事業に着手した令和3年以降も引き続き国交省、箱根山組合等と協議を継続しています。

4 旧街道災害復旧整備の事業化に向けた取組

町では、令和2年1月以降、県文化財課担当と旧街道復旧工事の事業化に向けた調整及び事業計画案の作成を進め、文化庁調査官による現地視察の結果、令和3年度から国庫補助事業として災害復旧を進めていくよう指導を受けました。

令和2年度末に、史跡整備部門・土木部門・町の文化財保護審議委員・行政関係者を含む有識者から構成される函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会を立ち上げ、書面会議により令和3年度事業計画について承認されました。

(1) 令和元年度実施済事業

	事業名	内 容
1	土砂撤去工事	令和元年台風第19号により甲石坂・石原坂で発生した流出土砂の撤去を実施しました。

(2) 令和2年度実施済事業

	事業名	内 容
1	土嚢・木製柵設置工事の実施	大雨や台風災害により、甲石坂の石畳毀損及び洗堀被害、土砂流出を未然に防止するため、文化庁の許可を得て、土嚢・木製柵の設置を実施しました。
2	災害復旧整備計画策定委員会の設置と開催	史跡整備部門・土木部門・町の文化財保護審議委員・行政関係者を含む有識者で構成される委員会を立ち上げました。第1回の会議は新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、書面にて開催し、令和3年度事業計画が承認されました。

(3) 令和3年度実施済事業

	事業名	内 容
1	災害仮復旧工事の実施	散乱した甲石坂の石材除去と併せ、史跡の毀損防止と保護のため、洗堀箇所の埋め戻しを施工。大雨や台風による二次災害発生の防止を図りました。【資料3-2】
2	雨水調査業務委託の実施	降水量調査及び定点観測による雨水流入量データの収集、過去の災害記録調査に係る業務委託を行い、災害の原因となった雨水の流量や集水域の把握につなりました。【資料3-3】
3	災害復旧整備計画策定支援業務委託の実施	災害復旧整備計画策定委員会の整備計画策定作業に必要な資料の収集や分析業務を委託し、災害復旧整備計画の骨格の作成と事務の効率化を図りました。
4	災害復旧整備計画策定委員会の開催	年3回（6月・11月・2月）委員会を開催し、工法の検討、整備方針について審議し、災害復旧整備計画を策定に向けた素案の検討を行いました。

※災害復旧整備委員会は令和3年6月に第2回目の会議を行い、委員による箱根旧街道の現地視察を実施しました。第3回目の会議は、新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和3年11月に書面開催としました。第4回委員会は新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和4年2月3日にWeb開催としました。

(4) 令和4年度実施事業

	事業名	内 容
1	測量調査業務委託の実施	甲石坂の現況測量を実施し、石畳の遺存状況を図化し、災害復旧整備計画策定の資料とします。※発注済み
2	災害復旧整備計画策定支援業務委託の実施	災害復旧整備計画策定委員会の整備計画策定作業に必要な資料の収集や分析業務を委託し、災害復旧整備計画の作成事務の効率化を図ります。※発注済み
3	災害復旧整備計画策定委員会の開催	前年度の審議内容を踏まえ、事務局が提示する災害復旧整備計画案を審議し、災害復旧整備計画を策定します。 ※発注済み

5 災害復旧におけるポイント（雨水排水対策）

令和元年度の災害以降、箱根旧街道甲石坂に雨水が流入する状況は続いており、災害復旧を進めるうえで、排水対策が重要なポイントとなります。

令和3年度に実施した雨水調査により、箱根旧街道甲石坂へ流入する雨水の経路が判明し、その約80%は芦の湖カントリークラブを起因とし、三島市側から流入することが分かりました。この雨水を箱根旧街道に流入しないよう、関係機関の協力を得て、水路等の排水施設を設け、箱根旧街道の外側へ排水する必要があります。

(1) 排水用の水路及び雨水貯留枡の設置案について

史跡箱根旧街道は谷状の窪地で周囲から雨水が流入しやすい地形のため、排水用の水路及び雨水貯留枡を設置します。

ア 設置案 【資料3-4】

- (ア) 主な雨水の流入箇所である地点Aでは、入口を一部嵩上し、道路からの雨水流入を防止します。併せて雨水排水のため谷側へ排水ルートを設けます。
- (イ) ゴルフ場からの排水が集中する地点Cは、国道1号線沿いにある砂防堰堤まで水路を設け、既存の水路に接続し、排水します。
- (ウ) 国道1号線へ流出する水勢を軽減させるため、旧街道と国道1号線合流点手前の地点Eに雨水貯留枡を設置します。

イ 設置による利点

- (ア) 排水用水路の設置により、地点A～地点Cまでで約80%の雨水処理が可能となります。そのため旧街道を流れ下る雨水が大幅に軽減されることで、災害発生リスクが低下し、史跡の保護につながります。
 - (イ) 地点C以下で流入する雨水は、地点Eの雨水貯留枡で一旦水の勢を軽減したうえで、国道の道路側溝へ放流することが可能となります。
- ※ただし、雨水の受け入れ先である砂防堰堤と既設水路、国道道路側溝の流下能力の確認と合せ、国交省・文化庁との調整が必要となります。

ウ 設置における課題

- (ア) 水路予定地の選定と地権者の同意、測量調査が必要となります。

- (イ) 水路予定地の買収が伴います。
- (ウ) 既存水路に接続する過程で、調整地が必要となることが考えられます。

(2) 工事用仮設道路設置案について 【資料3-5】

水路の建設に際し、工事用車両や資材運搬のための工事用仮設道路が必要となります。地形上、旧街道周辺部に仮設道路の建設が困難であるため、旧街道を養生する形で仮設道路を設置します。

工事期間中、大雨等により旧街道に遺存する石畳の流出や路盤の洗堀被害を防止するため、仮設道路を仮舗装します。

ア 設置案

- (ア) 工事車両の通行が多く予想される区間（地点Aから地点C）を工事車両通行区間とし、工事車両の通行が比較的少ないと見込まれる区間（地点C～地点E）を石畳保護区間とします。
- (イ) 工事車両通行区間は、石畳上に敷鉄板等の養生を施し、敷砂利で路床盛土（厚さ30cm程度）し、コンクリート等で仮舗装（厚さ10cm程度）します。
- (ウ) 石畳保護区間は敷砂利（厚さ10cm程度）を敷き詰め、コンクリート等で仮舗装（厚さ10cm程度）します。

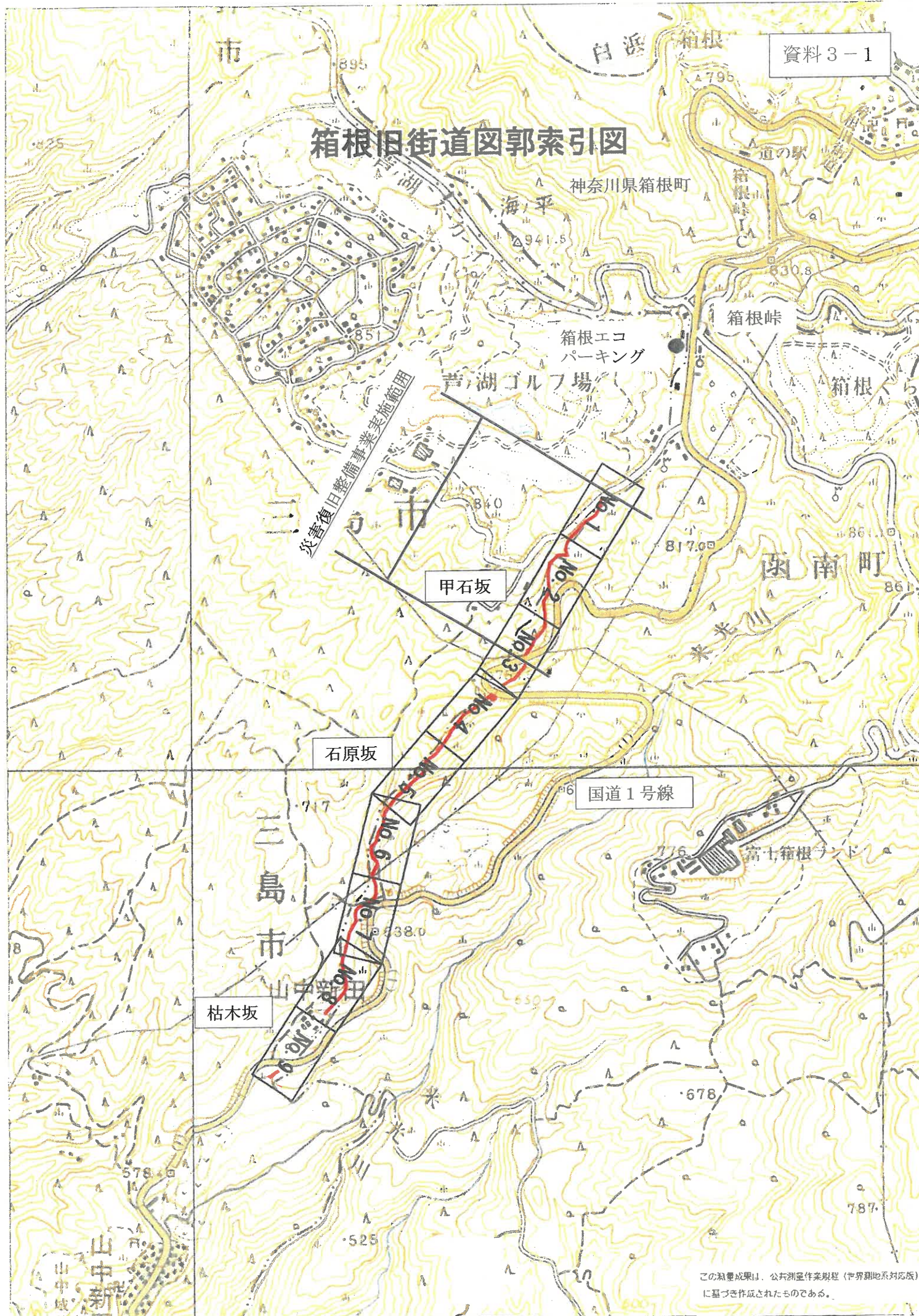
イ 仮設道路設置の利点

- (ア) 石畳を保護し、重機の走行に耐えることができます。
- (イ) 工事期間中の大雨や台風に耐え、石畳の保護と路盤の洗堀を防止し、国道1号線への土砂流出など、二次災害発生リスクを抑えることができます。
- (ウ) 水路の設置工事完了後は撤去し、原状回復が可能です。

ウ 仮設道路設置における課題

- (ア) 仮舗装は、急こう配でも重機が通行可能な素材の選定が必要となります。
- (イ) 甲石坂に設置してある既設の仮設堰堤（木柵4箇所・土嚢5箇所）は、今後の雨水の流入状況により、必要なものは継続して設置する必要があります。
- (ウ) 水路設置のための仮設道路であり、水路設置工事完了後は一度撤去が必要となります。その後に石畳の復旧工事に着手するため、仮設道路は短期間の設置となり、費用対効果の面から財政負担が大きくなることが予想されます。

箱根旧街道図郭索引図



この測量成果は、公共測量作業規程（世界測地系対応版）に基づき作成されたものである。



No. 2

工事前

石材が散乱し、洗堀被害を受けた状況



工事完成後

石材の除去と洗堀箇所の埋戻し後の状況



No. 2

工事前

石材が散乱した状況



工事完成後

散乱した石材の除去を撤去した状況



No. 3

工事前

石材が散乱し、洗堀被害を受けた状況



工事完成後

石材の除去と洗堀箇所の埋戻し後の状況



No. 3

工事前

大きく洗堀被害を受けた状況



工事完成後

洗堀箇所の埋戻し後の状況



No. 3

工事前

法面側が洗堀被害を受けた状況



工事完成後

法面側洗堀箇所の埋戻し後の状況



No. 2

工事完成後

雨水対策用の土嚢再設置状況

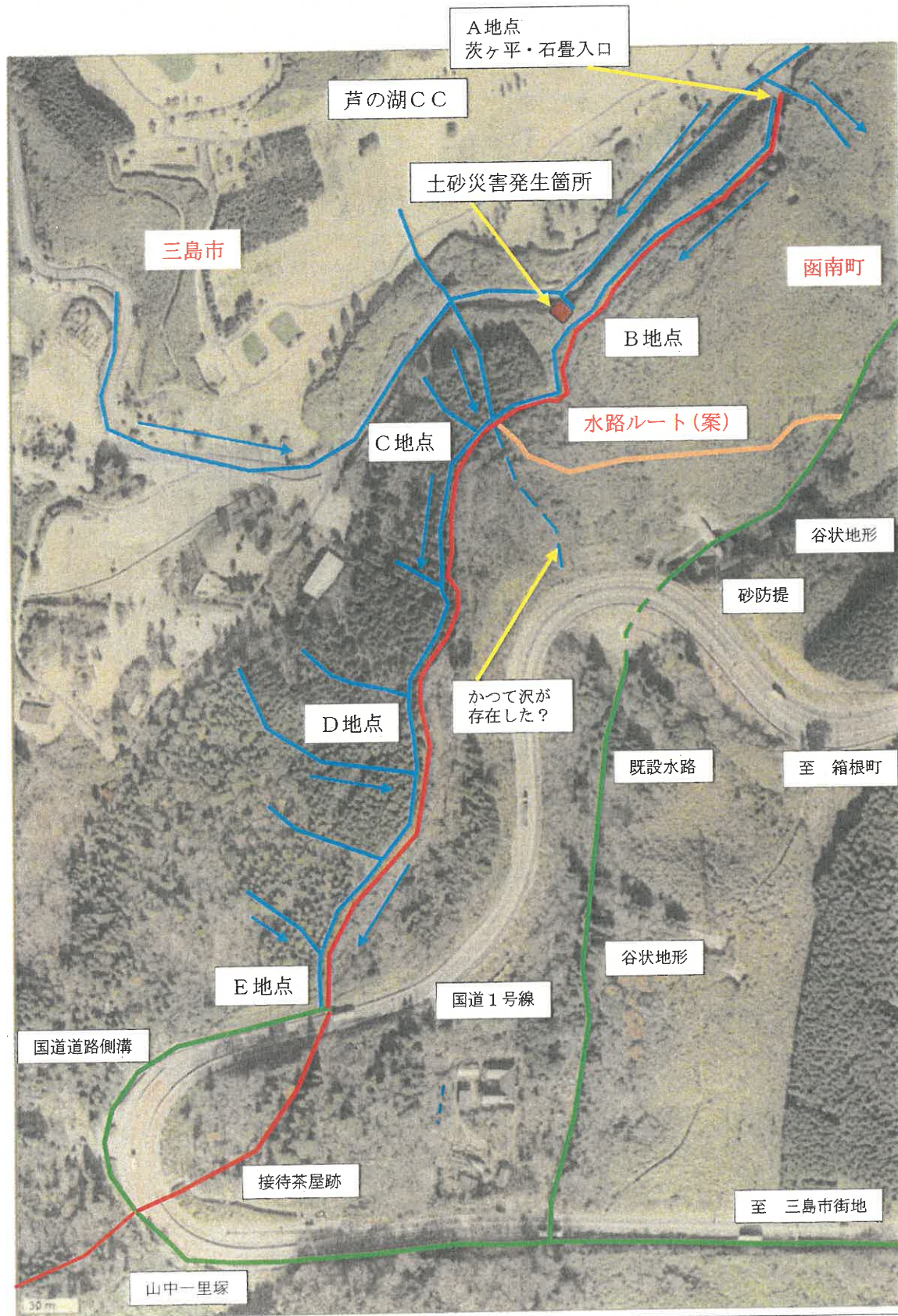


No. 3

工事完成後

雨水対策用の木柵再設置状況

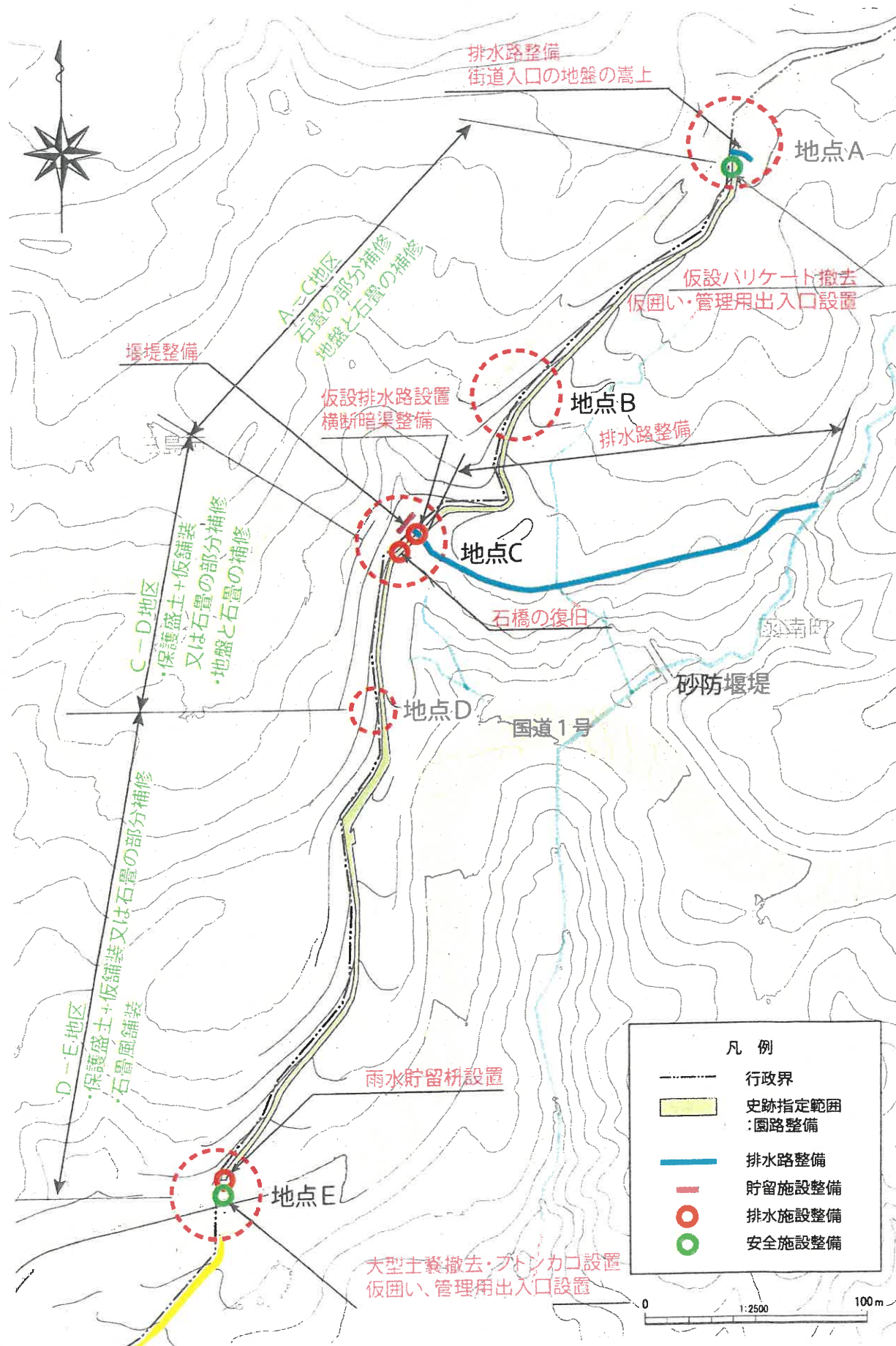
雨水調査による雨水流入ルート



凡 例

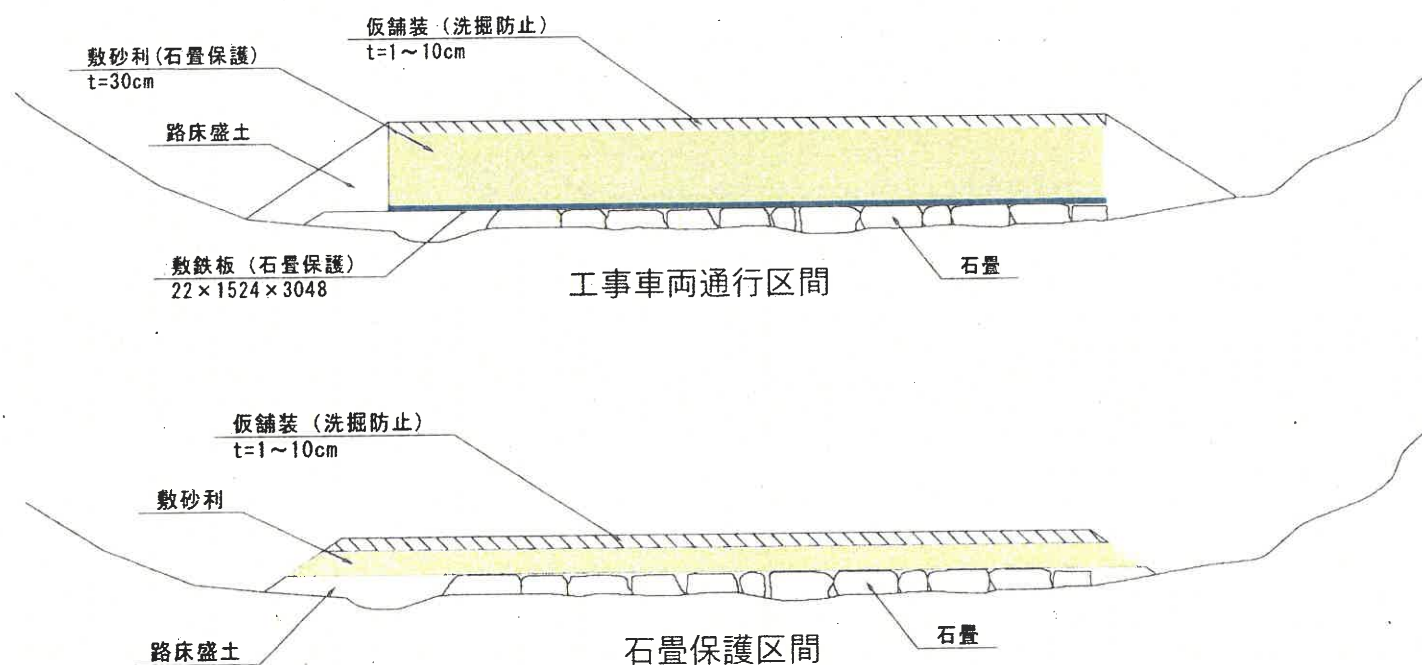
- 箱根旧街道甲石坂
- 雨水流入ルート
- 既設水路 国道道路側溝
- 水路ルート

災害復旧整備に伴う雨水排水ルート（案）



工事用仮設道路仮舗装断面イメージ図

工事期間中の石畳の表面保護、土砂等流出防止対策として、以下にしめす標準断面で、仮設工事用道路を計画している。



議事

(4) 報告事項について

- ア 町立丹那小学校小規模特認校制度導入の進捗状況について
(報告)

町立丹那小学校小規模特認校制度導入の進捗状況について（報告）

1 小規模特認校制

児童数が減少し、存続が危ぶまれる小学校において、小規模校の良さを生かした「特色のある学校運営」を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められる「小規模特認校制」を制定したことから始まった制度で、学校選択制のうち特認校制の中の一つとして平成9年の教育改革プログラムで文部科学省が示した制度である。

2 丹那小学校の制度導入までの経過（抜粋）

年度等	内 容
平成30年度	・CSオール丹那会議（学校運営協議会）で地域総がかりの教育を進める方針が決まる。 ・第2回函南町総合教育会議において、丹那小学校及び桑村小学校（小規模校の統廃合問題）は存続を図り、小規模校の良さを生かした教育活動の推進を図ることについて確認
平成31年度 （令和元年度）	・CSオール丹那会議（学校運営協議会）で丹那小学校の小規模特認校適用に向けた意見で方向性が決まる。 ・町教育委員会事務局が、町立幼稚園に通う園児の保護者を対象に学校選択制及び丹那小学校が学校選択制にした場合の通学意向等アンケートを実施し、第1回函南町総合教育会議で結果を報告
令和2年度	・CSオール丹那会議（学校運営協議会）で小規模特認校の教育環境等について協議 ・町教育委員会事務局職員が、小規模特認校導入に向けた協議をするため、CSオール丹那会議（学校運営協議会）に参加
令和3年10月21日（木）	・CSオール丹那会議（学校運営協議会）メンバーによる三島市坂小学校の小規模特認校説明会を視察
令和4年3月1日（火）	・CSオール丹那会議（学校運営協議会）が丹那小学校への小規模特認校制度の適用についての意見書を教育委員会に提出
令和4年3月15日（火） 〃	・定例教育委員会にて上記意見書に基づき、進める方針で承認 ・第2回函南町総合教育会議において、丹那小学校の小規模特認校導入に向けて進める方針で一致
令和4年4月11日（月）	・庁内企画会議において丹那小学校の小規模特認校導入について承認 ・町教育委員会事務局及び丹那小学校で小規模特認校導入準備会を立ち上げに実務に着手

3 小規模特認校の要綱制定及び丹那小学校の指定

(1) 要綱制定

- ア 要 綱 名 函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱
- イ 告示日等 令和4年6月22日（水） 函南町教育委員会告示第13号
- ウ 施行日 令和4年8月1日（金）

(2) 指 定 校 町立丹那小学校

(3) 募 集 令和5年4月1日付け入学及び就学対象児童を募集開始 10人程度（学年にかかわらず）

4 令和5年度就学児童の募集に関する日程等 ((1)~(9))

(1) 募集案内 (丹那小学校の魅力や取り組み募集方法等掲載)

ア 町広報かなみ 令和4年8月号に掲載

イ 町ホームページ 令和4年8月15日から掲載

ウ 丹那小学校のホームページ 令和4年8月1日から掲載

相互リンク

(2) 学校説明会 (丹那小学校にて)

ア 第1回 令和4年9月14日(水)10時30分から12時まで

イ 第2回 令和4年10月17日(月)13時30分から15時まで

(3) 体験入学・学校見学

ア 就学申し込みの前の児童による丹那小学校の学校生活の体験

イ 未就学児や保護者が学校の様子を見学

(4) 申請書受付・受付期間

ア 受付期限 令和4年11月30日(水)

イ 受付場所 丹那小学校又は学校教育課

(5) 学校長による面接 (申請後随時調整)

(6) 教育委員会による審査 (12月上旬)

(7) 就学許可通知書の送付 (1月上旬~中旬)

(8) 入学説明会 (2月上旬)

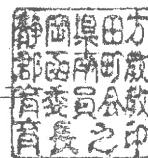
(9) 就学 (令和5年4月1日)

函南町教育委員会告示第13号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

函南町教育長 久保田 浩



函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

(運用)

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

(就学の条件)

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- (1) 就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定により指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者(以下「申請者」という。)は、小規模特認校就学申請書(様式第1号)を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書(様式第2号)を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(許可等)

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

(2) 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

(3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書(様式第5号)により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学するものとする。

(中学就学)

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

年 月 日

函南町教育委員会 様

保護者住所
(申請者) 保護者氏名
電話番号

小規模特認校就学申請書

小規模特認校への就学を希望するので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

ふりがな 就学予定者等の氏名				保護者との続柄	
現住所	〒 -				
就学時の住所	☐ ※同上のときは、左記□にレ点を記入 〒 -				
生年月日	年	月	日	性別	
指定校及び学年 (規則第2条第2項関係)	函南町立	小学校	第	学年	
希望校及び学年 (小規模特認校)	函南町立	小学校	第	学年	
通園している園の名称 ※申請時、未就学の場合は記入	☐ ※通園していない場合は、左記□にレ点を記入 幼稚園・こども園・保育園				
小規模特認校を希望する具体的な理由					
通学方法・通学時間	☐ 自家用車 (分) ☐ その他 (内容 分) ※自転車通学は、認めていません。				

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町教育委員会 様

函南町立
校長

小学校
印

小規模特認校の就学に係る意見書

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により本校への就学を希望する就学予定者等に係る意見書を提出します。

ふりがな 就学予定者等の氏名		保護者との続柄	
保護者（申請者）氏名		就学予定の学年	第 学年
住所	〒 -		
校長意見	(面接実施日 年 月 日)		

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり許可したので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒
生年月日	年 月 日
就学校名	函南町立 小学校
就学期日	年 月 日
備考	

様式第4号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号

年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり不許可としたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
申請にかかる児童等の氏名	
保護者(申請者)氏名	
住所	〒 -
希望校及び学年	函南町立 小学校 第 学年
不許可とした理由	

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として(訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可取消通知書

年 月 日付け第 号により就学を許可した小規模特認校について、次のとおり許可を取り消しましたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第9条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等又は 在校児童の氏名	
保護者氏名	
住所	〒
学校名及び学年	函南町立 小学校 第 学年
許可取消しの理由	
備考	

（教示）

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

小さな学校だからこそできること

丹那小学校の魅力

1 少人数ならではのきめ細やかな指導によって、個に応じた学びを進めます

基礎基本の定着



目標を立てた漢字の「読み・書きチャレンジ」やNIE*に取り組みます。読む力が高まります。
※ NIE…新聞を教材活用する活動

安心して取り組める英語教育



小学1年生からALT*とゲームや会話を中心とした学習を行います。英語への興味関心が高まります。
※ ALT…外国語指導助手

充実した情報教育



目的に応じた情報発信やプログラミングの活動をとおして、情報活用能力や問題解決能力が高まります。

2 自然豊かな丹那で体験活動や交流をとおして子どもたちに主体性が育ちます

季節の食農酪農体験



地域の協力で米や野菜を育て食べたり、酪農体験をしたりして食のありがたさについて考えます。

地域・ジオ学習



玄岳、丹那断層、丹那トンネルなどのジオサイトや歴史を学び、地域を大切にすることが高まります。

他校および国際交流



町内および海沿いの学校の児童や海外からの体験に来た児童と交流することで世界観が広がります。

3 一人一人にあった役割を担うことで、挑戦し最後までやり抜く気持ちが育ちます

行事では一人一役担当



役割を果たすために友達と協力したり、自分で工夫したりすることで達成感や所属感を味わいます。

活発なたてわり活動



日常的に異年齢との交流があります。ふれあいをとおして思いやりや上級生を慕う気持ちが育ちます。

主体的な表現活動



授業だけでなく、行事などで全校の前で自分の思いを伝える機会が多く、表現力が育ちます。

小規模特認校制度で開かれた学校に

丹那小学校

令和5年度から丹那小学校は、希望すれば学区外から通学が可能になる「小規模特認校制度」を採用します。
豊かな自然環境と地域の温かさが魅力の丹那小学校の取り組みを紹介します。

問合せ先/学校教育課 (979-8121)
丹那小学校 (974-0024)



▲採光に配慮した丹那小学校の校舎

【学校教育目標】

挑戦 はじける笑顔 丹那の子

【校訓】

何くそ やりぬくぞ

【児童数】 59人

学年別児童数

学年	1	2	3	4	5	6
児童数	8	9	6	10	11	15

(5月1日現在)

町内の子どもは、住所地によって指定された学校へ通学することが定められています。
小規模特認校とは、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育のよさを生かした教育活動や豊かな自然環境のなかで、子どもを学ばせたい保護者や学びたいという児童に、一定の条件のもとで住所地に問わず特別に特認校への通学を認める制度です。
町は、6月に丹那小学校を町内で初めて小規模特認校に指定しました。中山間地で顕著な少子化の影響を受けるなか、この新たな取り組みで町の教育は変わりつつあります。

丹那小学校は、明治6年に函南学校第一支校丹那学舎として法輪寺を仮使用して開校し、令和5年で開校150周年となる歴史のある学校です。学校の周辺は、山々や田んぼ、牧場など多くの自然に囲まれています。恵まれた環境のなか、子どもと先生だけではなく地域とも密着した教育を行っています。
学校の教育目標は「挑戦はじける笑顔 丹那の子」です。試行錯誤を繰り返して課題を解決し、自分の成長を実感して笑顔になる子や丹那のすばらしさを体感することにより、丹那に誇りと愛着をもつ子の育成を目指しています。

小規模特認校制度とは

丹那小学校の沿革と教育



interview

丹那小学校

令和5年度 丹那小学校 小規模特認校児童募集について

丹那小学校では、令和5年4月から学区に関係なく、次の条件のもとで町に住所のある児童の受け入れを開始します。丹那小学校へのお子様の就学を希望する保護者は、内容を確認のうえ、お申し込みください。

就学条件

就学にあたり保護者は、次の条件を就学期間中も含め、全て満たすことが必要です。

- ①児童とその保護者が町内に在住、または就学までに町に転入見込みであること
- ②通学する小規模特認校の教育活動およびPTA活動などに賛同し協力すること
- ③通学における安全確保は、保護者の責任のもとに行い、その費用についても保護者が負担すること

募集人数

10人程度

募集スケジュール

【学校説明会】

第1回…9月14日(水) 10時30分～12時
第2回…10月17日(月) 13時30分～15時
※お子様の就学を希望する保護者は、参加してください。事前に丹那小学校に連絡をお願いします。

【就学申込み】

11月30日(水)までに申請書を丹那小学校、または学校教育課窓口に提出してください。申請書は学校教育課窓口および丹那小学校で受け取れます。または、町および丹那小学校ホームページからも入手可能です。



【面接】

申請書提出後、丹那小学校にて面接を行います。

【問合先】

学校教育課(979-8121) 丹那小学校(974-0024)

保護者も子どもも顔がわかるのが小規模校の良いところです。学校は、親や地域の人により良い環境づくりのために提案したことを受け入れてくれます。行事では、子ども・保護者・地域・学校の団結力が強く発揮されます。

小学6年生の父



子どもたちみんな仲が良く、小学1年生から6年生までそれぞれが自分なりの目標を立ててそのことに向かって頑張っています。勉強をされていて難しいことなどがあると互いに教えあったり、本を紹介したりしています。

小学6年生



丹那小学校は多様性を受け入れてくれる学校です。海外の子ども体験入学に多く来ますが、学校にすぐ溶け込めます。また、丹那牛乳や野菜などおいしい農産物が多くあります。学校行事にも保護者を毎年誘ってくれるので楽しみにしています。

小学5年生、2年生の母



学校の中に自然がいっぱいでいろんな生き物が見つかるのが良いところです。昼休みや20分休みにはグラウンドに出て学年や男女関係なくみんなでドッジボールをして遊んでいます。

小学4年生



上の子の転入にあたっての体験入学で訪れた時に児童の温かさを感じました。親が望めば学校の活動に参加できる雰囲気は魅力的です。子はいずれ親元を離れてしまうので、今の時間を子どもとたくさんふれあい楽しんでいます。

小学5年生、2年生の母



人数が少ないからこそ休み時間みんなで遊べる場所が良いところです。1年に4つのミッション(玄岳遠足、オール丹那運動会、自給自足DAY、ありがとうの会)があり、それに向けてみんなで頑張っています。

小学6年生

オール丹那の共有体験で、

子どもも大人も成長できる学校

土屋校長先生が思う
丹那小学校って
こんな学校



丹那小学校では、子どもたち地域や保護者と協働すること、オール丹那の共有体験となる4つのミッションを課しています。

まで36.0度見渡せる山頂で校歌を全員で歌い、最後まで登り切れたことを祝福するために茶で乾杯します。

1つ目は、60年以上続く行事である5月の「玄岳遠足」です。学校から標高798mの玄岳山頂まで往復で約15km。毎年、30人以上の保護者も一緒に登ります。泣きたくなくなる低学年の子どももいます。上級生が励ましの声をかけたり、荷物を持つてあげたりします。今年助けてもらった子どもは、数年後には他の子を気遣えるようになっていくはず。みんな力を合わせて全員が登り切ることで、それぞれが「丹那っ子」の一員として認められます。最後には、相模湾から駿河湾

2つ目は、10月の「オール丹那運動会」です。丹那幼稚園の園児・保護者・地域の人・卒業生などが集まります。園児のかわいいダンス、リレーや親子競技、子どもが大人に挑戦する種目もあり、1日中歓声と笑顔が絶えません。

3つ目は、11月に春先からそれぞれの学年で栽培してきた作物を使って昼食を作る「自給自足DAY」です。毎年新しい料理が登場し、丹那の大地とお世話になった人に感謝し、みんなで味わいます。

4つ目は、3月の6年生と地域の人に感謝の思いを伝える「ありがとうの会」です。



▲収穫を喜ぶ子どもたち

議事

(4) 報告事項について

イ 民間保育所建設事業について(報告)

(

民間保育所建設事業について（報告）

1 事業の概要

第2期函南町子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月に策定され、この計画に沿った保育対策を推進するため、町立みのり幼稚園跡地を利用した民間保育所の誘致事業を令和2年度以降に行い、町の主要施策のひとつである保育所建設・運営を実施することとなった。

〈参考1〉待機児童数の推移（待機児童数調査報告数値）

基準日	R2.4.1	R2.7.1	R2.10.1	R3.1.1	R3.4.1	R3.7.1	R3.10.1	R4.4.1
待機児童数	20人	29人	40人	49人	27人	22人※1	18人※2	16人 (19人※3)

※1 小規模保育所「保育所グロアアップ函南園」開園（R3.7.1）

※2 小規模保育所「仁田ふじさん保育園」開園（R3.10.1）

※3 申込者総数から入所決定児童数と待機児童数を引いた数字

〈参考2〉R4.4.1 入所児童数（町内児童のみ）

西部	若葉	二葉(2号)	ひまわり	さくら	マガレット	グロアアップ	ふじさん	町外委託	合計
177人	43人	24人	64人	136人	131人	17人	18人	28人	638人

2 事業経過

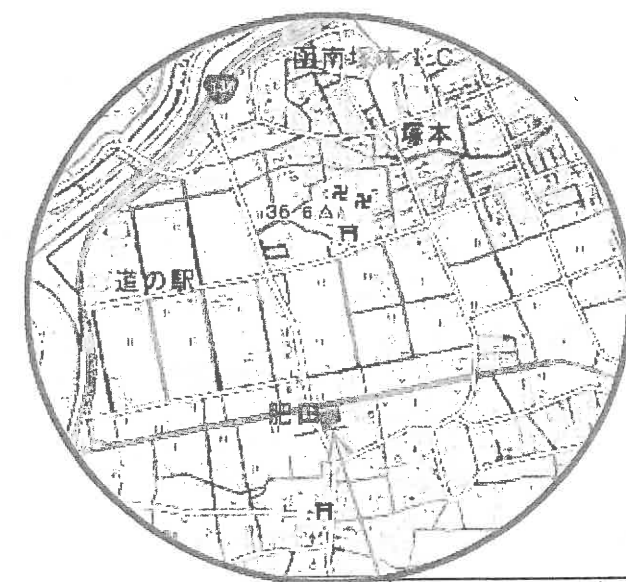
令和2年12月	保育園整備事業企画提案募集要項の公表
令和3年3月	審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和3年8月	整備計画概要調書提出
令和3年9月	基本協定書締結
令和4年1月	基本設計審査、国庫補助金協議書提出
令和4年4月	国庫補助金内示
令和4年6月	土地使用貸借契約締結(令和34年6月30日まで無償貸付) 実施設計審査
令和4年7月	国庫補助金交付申請

3 事業者・開設園の概要

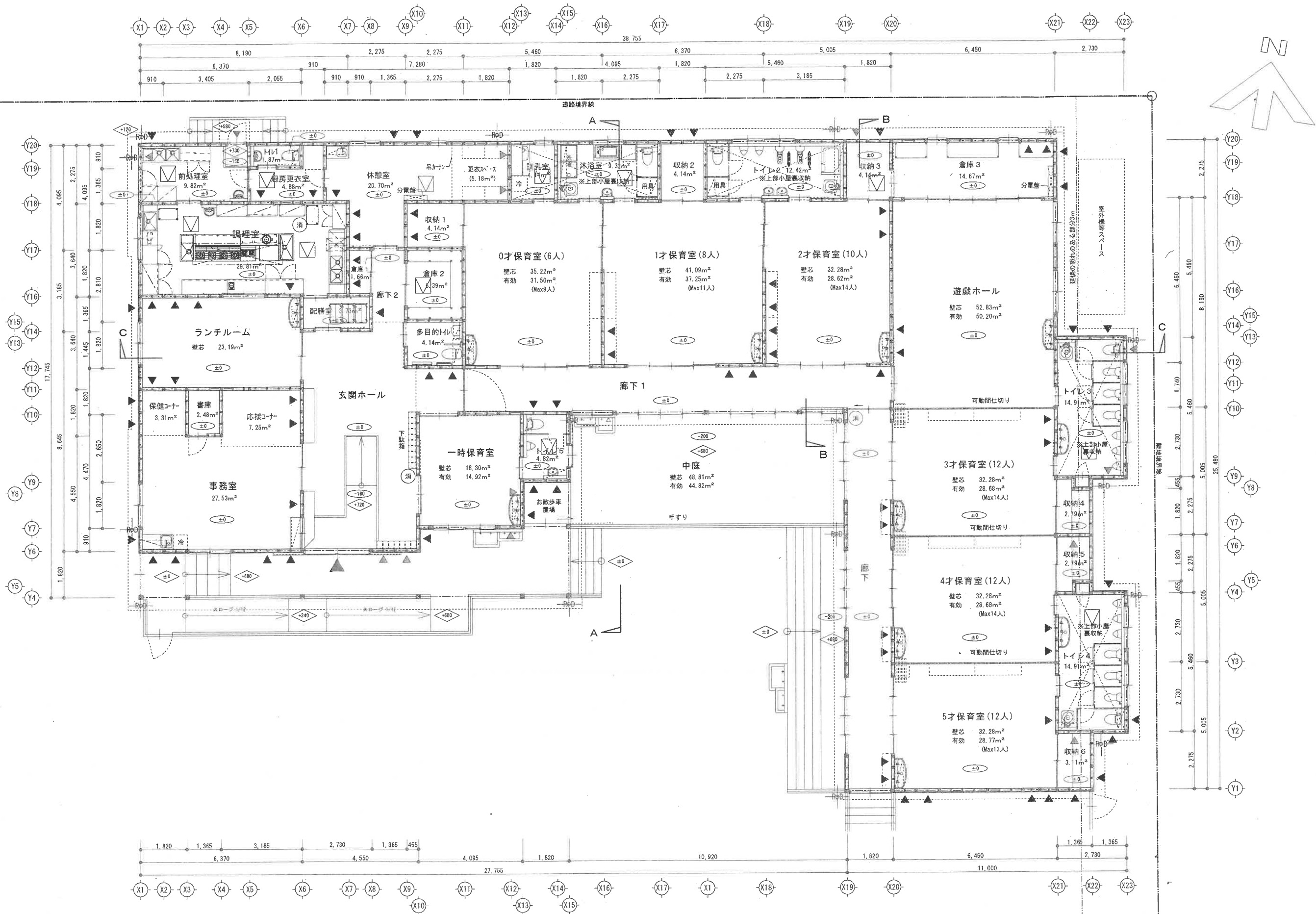
設置・運営事業者	社会福祉法人 栄和会 (三島市加茂 24 番地の 7 理事長 杉山 哲男)
総事業費	308,306 千円 (うち国庫補助 120,459 千円、町費補助 15,057 千円)
園 名	(仮称) はなみずき保育園
所 在 地	函南町肥田 686 番地の 1
開 所 日	令和 5 年 4 月 1 日 (予定)
定 員	60 人 (0 歳児 6 人、1 歳児 8 人、2 歳児 10 人、 3 歳児 12 人、4 歳児 12 人、5 歳児 12 人)
開所時間	平日 7 時～19 時 (予定) 土曜 7 時～18 時 (予定)
そ の 他	延長保育あり (18 時以降)、一時預かり事業
建築工事施工業者	加和太建設株式会社

4 今後のスケジュール (予定)

令和 4 年 11 月 令和 5 年度保育園入園申込開始
 令和 5 年 4 月 (仮) はなみずき保育園開園



配置図



凡例・特記事項

- ドレイン
- 1階F.L.からの高さ
- 設計G.L.からの高さ
- 消火器 (消火器置き型×3)
- 床下点検口600角: 2重蓋タイプ
上部7号(鍵付)、下部SUS簡易防鼠
- 筋違

平面図

議事

(4) 報告事項について

- ウ 町内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策及び現状について(報告)

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策及び現状について（報告）

1 感染状況

(1) 小中学校の感染状況【資料6-1】

(2) 学級閉鎖等の状況

《学級閉鎖》

ア 小学校 7学級

イ 中学校 2学級

《学年閉鎖》

小学校 1学年

《全校閉鎖》

中学校 1校

2 教育委員会の対応

(1) 臨時校長会（4月27日）の開催

ア 学校の具体的な対応について【資料6-2】

イ 保護者通知「新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）」配付【資料6-3】

(2) 熱中症予防の観点から、マスク着用が不要な場面を確認（7月校長会）

ア 体育の授業の際には、マスクを外すよう指導する。

- ・ 間隔を十分に確保
- ・ 呼吸が激しくなるような運動を回避
- ・ こまめな換気

イ 部活動における次のような場面では、マスクの着用を徹底する。

- ・ 部室、更衣室利用時
- ・ 集団での飲食時
- ・ 洗面所等の利用時
- ・ 開会式等

ウ 登下校時には、マスクを外す。※「十分な距離を確保」「会話を控える」

エ 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する。

オ 休み時間の外遊びもマスク着用の必要はない。

- ・ 身体的距離の確保

参考：文部科学省『夏季における児童生徒等のマスクの着用について』（令和4年6月10日）

【資料6-4】

(3) 夏季休業に向けた感染防止への注意喚起

ア 「家庭内感染」の割合が増えていることから夏季休業中の過ごし方について、保護者に理解と協力を呼びかける。(学校だより等)

- ・ 基本的な感染対策の継続
- ・ 体調不良の際は、無理せず休養を優先
- ・ 週休日、閉庁日に感染したときの対応

イ 熱中症予防、感染防止の観点から、部活動の実施方法について周知する。

- ・ 暑さ指数の低い時間帯を選んで短時間で活動
- ・ 体育館部活については、活動日(時間)を分けて活動
- ・ 暑さ指数の定時(定所)での測定、及び校内放送による注意喚起

3 2学期以降の対応

(1) 感染防止への対応について

ア 1学期と同様に、ガイドラインに沿った基本的な感染防止策を適切に行っていく。

参考：文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する

衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2022. 4. 1 Ver. 8』

イ 学校生活における留意点について、8月中下旬を目途に文科省より通知予定。夏季休業中に速やかに各校に周知する。

ウ 9月校長会での確認・周知

(2) 濃厚接触者の扱いについて ※各校を通じて、保護者に周知

ア 濃厚接触者の待機期間について、原則5日間に短縮

イ 2、3日目に抗原定性検査で「陰性」を確認できれば、3日目から待機解除可能

ウ 抗原定性検査キットは、自費検査とし、薬事承認されたものを使用

参考：文部科学省『濃厚接触者の待機期間の見直し等について』(令和4年7月25日)

小中学校別感染状況（4/1～8/5現在）

計	陽性者（人）	濃厚接触者（人）	陽性者の割合（％）
小学校	241	177	13.5
中学校	97	124	10.7
総計	338	301	12.6

月別陽性者数（4/1～8/5現在）

内訳	4月	5月	6月	7月	8月	計
小学校	79	23	32	87	20	241
中学校	12	17	2	49	17	97
計	91	40	34	136	37	338

4.27 臨時校長会確認事項 ※抜粋

《家庭訪問について》

◎感染者、濃厚接触者を問わず、別日で実施する。

《学習活動について》

☆次の4点を意識していることが大前提!!

①距離を保つ ②同じ方向で ③回数は少なく ④短時間で

◎小学生の感染が増えていることを踏まえ、学年別に活動制限や配慮事項を設定することも検討する。

◎グループ活動については、上記☆に準じて実施可能。ただし、理科室における実験観察など、対面する活動は、特に配慮が必要。

◎音楽の合唱についてはマスク着用を原則とし、一定の距離を保ちつつ、練習隊形を工夫して活動する。

◎音楽の管楽器演奏については、一定の距離を保ち、同じ方向を向いて活動する。
→「リコーダーの窓の部分にマスク片を装着する」など、学校間で感染防止策を情報共有して実施する

◎調理実習については、上記☆に準じて実施可能。ただし、会食の際は給食時に合わせて行うなど、配慮が必要。

◎運動の場面において、身体的接触を伴う活動は行わない。マスクの着用は必要ないが、互いに十分な距離を保って活動する。準備や片づけ、ミーティングなど場面では、マスクを着用する。

《運動会について》

◎大きなかけ声については、体育館では実施しない。屋外、かつ十分な距離を保っていれば可能。

《水泳について》

◎大プールで2クラスの実施は、時間割編成上、仕方がない。できるだけ分散するように、時間で集団を分けたりコースで活動スペースを区切ったりすることも必要。

◎小プールで複数の実施は、さらに配慮が必要になる。また、1, 2, 3年生にとっては、初プールになる。活動が可能だから「あれもこれも」ではなく、指導すべき内容と感染リスクを考えて判断する。更衣の場面は、特に配慮が必要。

《休み時間について》

- ◎学校規模にもよるが、一斉にグラウンドを開放することはしない。学年別にグラウンドを使用できる休み時間を指定して実施する。

《登下校について》

- ◎登校時は、自ずと分散している。部活のない日など、一斉に下校するときには、昇降口が密にならないように、縦割りごとに時差下校を実施する。

函南町教育委員会

令和 4 年 4 月 28 日

町内小・中学校保護者 様

 函南町教育委員会
 函南町立〇〇学校
 校長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新年度がスタートして1か月が過ぎようとしています。依然としてコロナ禍が続いておりますが、皆様のご協力により教育計画に沿った活動を展開することができています。しかしながら、4月中旬以降、町内小中学校における陽性者の報告は増加する傾向にあり、特に小学生の感染増が顕著となっています。

つきましては、子どもたちへの感染リスクを抑えるべく、感染源・感染経路を絶つ取組として、下記の通り行いますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校の対応 ※「距離」「方向」「回数」「時間」に配慮した活動を前提とします！

- (1) 場面・状況に応じて、マスクの着用を徹底します。
- (2) 教室と廊下の窓を常時開放します。
- (3) 子どもたちが対面して行う活動は、感染リスクを考慮して必要最小限で行います。
- (4) 音楽における合唱は、マスク着用を原則とします。管楽器演奏は、十分に間隔をあけて一方向を向いて実施します。
- (5) 休み時間のグラウンド利用は、学年ごとに割り振ります。
- (6) 給食時は前方を向き、黙食を徹底します。
- (7) 子どもたちが一斉に下校する日には、学級別に時差下校を実施します。

2 ご家庭へのお願い

- (1) 不要不急の外出を避け、集会や催し物等への参加にあたっては、必ずマスク（国は不織布マスクを推奨しています）を着用するようにしてください。また、放課後の生活においても、感染予防に配慮した生活ができますようお声かけをお願いします。
- (2) 休み中も引き続き、健康観察カードの記入・提出をお願いします。同居家族の健康状態についても、忘れずに記載してください。
- (3) 本人に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるようにしてください。
- (4) 本人が元気であっても、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は登校を控えていただき、丁寧に健康観察を行ってください。
- (5) 登校後に体調不良を訴えるケースが増えています。時間のない中ですが、朝の健康観察を丁寧にお願いします。
- (6) 誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあることを念頭におき、お互いの命を守る感染予防対策を継続していただきますよう、ご協力をお願いします。
- (7) 万一、休み中にお子様の陽性が判明した場合は、役場までご連絡をお願いします。

函南町役場（代表） 978-2250

函南町〇〇〇学校 900-0000

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和 4 年 5 月 24 日付け事務連絡）においてお示した「マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項」について、最近の熱中症事案等を踏まえて再周知いたします。

写

事務連絡
令和 4 年 6 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季における児童生徒のマスクの着用について

夏季における児童生徒のマスクの着用については、令和 4 年 5 月 24 日付けの事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）により留意事項等をお知らせし、その考え方の理解促進に向けて厚生労働省と協力してリーフレットを作成するとともに、Q & A を文部科学省 HP に掲載する等を行っているところです。

一方で、最近、熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれる中で非常に憂慮すべき事態となっております。

このため、これらの事案や関連する指摘等を踏まえ、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、改めてお知らせしますので、これらを参考に各地域や学校における対応方針を再確認いただくようお願いします。

記

- 基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要があります。

○ 併せて、気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項について前回事務連絡で示したところであり、そのポイントは以下のとおりとなりますので、改めて御確認の上、適切に御対応ください。

- ・ 各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、リーフレット等も活用しながら、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
- ・ マスクの着用が不要な場面の例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時を取り上げており、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
- ・ その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること

○ なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠となります。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

【参考資料】

- ・ 「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・ 「マスクの着用に関するリーフレットについて」（令和4年5月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

＜本件連絡先＞

文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）